

著作物の利用行為における 著作権侵害の判断力育成を目指した授業の実践と評価

村田 圭佑* 梅田 恭子**

* 大学院学生

** 情報教育講座

Class Practice and Evaluation Aimed at Developing Judgment of Copyright Infringement in the Use of Copyrighted Works

Keisuke MURATA* and Kyoko UMEDA**

*Graduate Student, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

**Department of Information Sciences, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

I. はじめに

情報技術の発達・普及等により、著作物の創作手段、利用手段が爆発的に普及し、一部業界のプロの人々に限らずすべての人々が創作者（権利者）、利用者になる時代を迎えている¹⁾。そのため、著作物の利用に関わる者が著作権法に対する理解を十分に有している状態にあることが求められる²⁾。しかしアンケート調査の結果、著作権法に対し一定の知識・理解があると思われる者の割合は一般国民では1割にも満たないということがわかっており、著作権法の普及状況は極めて低い状況である³⁾。普及状況の改善のためにも著作権教育の重要性が高まっている。

1.1. 先行研究

神月・宮田⁴⁾は、「著作権などの学習をして知識を得ていても、実践力には繋がっておらず、現状の指導だけでは、知的財産権の保護促進の実践力は育たない」と述べており、著作権教育では知的財産権の保護促進の実践力を育むことが課題となっている。そこで三宅⁵⁾は、知識の習得と意識の定着が著作権における実践力に繋がるものと捉え、3つの指導法を比較した。その結果、質問に対する解答と選んだ理由を討論し、その結果を発表させる発表あり討論法が最も効果的であることがわかっている。

しかし倉田ら⁶⁾は、「概念・法則の知識のみを獲得した学習者が、実際の著作権に関わる諸問題に対し適切な対応ができるとは限らない。よって、著作権に関する概念・法則の知識を学習者に暗記させるだけでなく、反社会的な行為や違法な行為などに対して適切に

判断できる知識を定着させる必要がある」と述べており、著作権において知識に基づいた判断の重要性を指摘している。そこで塩入⁷⁾は、自分自身で考えて著作権侵害が成立するかどうかを判断できる力を著作権の判断力と定義し、訴訟配布型のロールプレイを考案し、著作権の判断力育成に効果があることを示している。

この塩入が行った研究では、新たに創作した著作物が既存の著作物の著作権を侵害しているかどうかを判断することを対象としていた。しかし、実際の生活には著作物を作り出す場面だけでなく、既存の著作物を利用する場面も多く存在する。また、学校教育における著作権教育では、基本的なことを知り、これに基づいた適切な利用ができることを達成することが求められている²⁾。したがって、新たな著作物の創作における著作権侵害の判断だけでなく、既存の著作物の利用行為における著作権侵害の判断も必要である。そこで、本研究では塩入の研究では行われていない著作物の利用行為における著作権侵害の判断力の育成を目指す。

1.2. 目的

本研究では、著作物の利用行為における著作権侵害の判断力を育成するための指導法を考案し、普通科高等学校における授業実践を通してその効果を検証することを目的とする。

なお、塩入は著作物創作の立場において、著作権の判断力を著作権法の知識に基づき自分自身で著作権侵害かどうかを判断できる力であると定義している⁷⁾。これを基に、本研究では著作物の利用行為における著作権侵害の判断力を、著作物を利用する行為が著作権侵害であるかどうかを著作権法の知識に基づいて判断

できる力であると定義する。

1.3. 仮説

本研究の仮説は次の2つである。

- ① 著作物の利用行為における著作権侵害の判断の枠組み（以下、侵害判断の枠組み）を用いた活動を行うと、著作物を利用する行為が著作権侵害であるかどうかを判断できる力が向上する。
- ② 著作物の利用行為における著作権侵害の判断の枠組みとともに、枠組みによる判断のための観点（以下、侵害判断の観点）を用いると、著作物を利用する行為が著作権侵害であるかどうかを判断できる力が向上する。

II. 研究方法

本研究では、侵害判断の枠組みを用いる活動前後での参加者内比較で侵害判断の枠組みを用いる活動の効果検証を行った。また、侵害判断の枠組みを用いる活動において侵害判断の観点を示す実験群と侵害判断の観点を示さない統制群に分け、参加者間比較で侵害判断の観点の効果検証を行った。

2.1. 侵害判断の枠組み

玉田・松田⁸⁾は情報モラルの指導において、「事例中心の指導では学習者はパターンマッチングでの判断にとどまることが多く、課題状況が似ている場合でも全く逆の場合には、誤った判断を行う可能性が高くなる」と述べている。そこで玉田らは、的確に結論や判断理由を述べるようになる指導法として、判断の枠組みを示した。その結果、学習者が的確に結論や判断理由を述べるようになるになっている。

著作権は情報モラルの内容に含まれることから、著作権侵害の判断においても判断の枠組みを示すことにより、学習者がどのように考えればよいのかを理解し、適切な判断を行えるようになると考えられる。そこで本研究では、文化庁が提示している著作物を利用する場合の手順⁹⁾を参考にし、侵害判断の枠組みを作成した（図1）。

この枠組みでは、ステップ1で利用する著作物の著作権が存続しているかどうか、ステップ2でその利用行為が支分権に定められている行為に該当するかどうか、ステップ3で著作権の制限規定に該当するかどうかをそれぞれ検討させている。したがって、この枠組みに沿って検討することで著作物を利用する行為が著作権侵害であるかどうかを判断することができる。

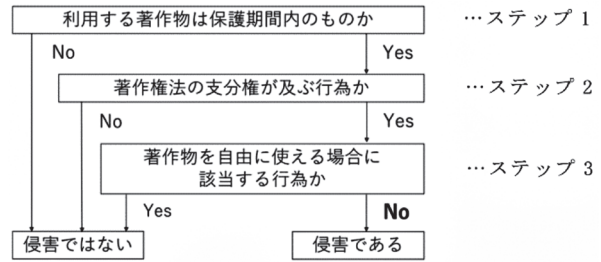


図1 侵害判断の枠組み

2.2. 侵害判断の観点

本研究の指導法において、学習者は侵害判断の枠組みに沿って検討し、著作物の利用行為が著作権侵害であるかどうかの判断を行う。しかし侵害判断の枠組みを用いて著作権侵害の判断を初めて行う学習者は、利用行為のどの点に着目することで枠組みに沿って判断ができるかがわからないと考えられる。そこで、侵害判断の枠組みに沿って著作権侵害の判断を行う際に着目する、侵害判断の観点を作成した（図2）。

この観点では、侵害判断の枠組みのステップ1について検討するために利用している著作物を、ステップ2、ステップ3における支分権や制限規定についての検討を行うために利用方法や部数、利用する場所・場面を提示している。



図2 侵害判断の観点

2.3. 指導の流れ

本研究における指導は、まず著作権についての講義を行い、次に侵害判断の枠組みを用いる活動をさせるという流れで実施する。著作権についての講義では、著作物の利用における著作権侵害の判断を行う際に必要な知識を身に付けさせるために、「著作権の概要」、「支分権」、「制限規定」、「著作権侵害」の内容を行う。侵害判断の枠組みを用いる活動では、身に付けた著作権の知識に基づいて著作物の利用行為における著作権侵害を判断できるようになるために、侵害判断の枠組みに沿って著作権侵害の判断をする活動を行う。

2.4. 侵害判断の枠組みを用いる活動

講義で身に付けた著作権の知識に基づいて、著作物の利用行為における著作権侵害の判断ができるようになることを目指し、侵害判断の枠組みを用いて著作権

侵害の判断をさせる。ここでは、学習者の思考の深化を目的として三宅⁵⁾が実施した発表あり討論法を改変し用いた(表1)。まず侵害判断の枠組みについて例題を用いて説明を行う。次に学習者が個人で、演習問題の事例に対して著作権侵害の判断を行う。その後、それらの事例の著作権侵害についてグループで討論を行い、解答を一つ決める。そして、その解答をそれぞれのグループが発表を行う。発表後に、教師がその問題の解答と理由について説明を行う。

表1 侵害判断の枠組みを用いる活動の流れ

枠組みの説明
▽
個人演習
▽
グループ討論
▽
発表
▽
教師による解説

2.5. 検証方法

本研究における仮説を以下の方法で検証する。

- ① 侵害判断の枠組みを用いた活動の効果を検証することを目的とし、講義と侵害判断の枠組みを用いる活動からなる指導法で授業実践を行い、講義後かつ活動前(以下事前)と活動後(以下事後)で著作物の利用行為における著作権侵害の判断力を記述テスト(以下判断力テスト)で測定し、事前事後の比較を行う。
- ② 侵害判断の観点の効果を検証することを目的とし、侵害判断の枠組みを用いる活動において、侵害判断の観点を示さないクラス(以下統制群)と侵害判断の観点を示すクラス(以下実験群)を対象を分ける。そして、侵害判断の観点の有無以外は同一の内容と方法で授業を実施し、判断力テストの結果について統制群と実験群で比較を行う。

2.6. 授業実践

授業実践は愛知県的高等学校で1年生2クラスの68名(統制群33名、実験群35名)を対象に行った。

授業実践では、高等学校の授業2時間分を1回の指導法とし、実施し1時間目に講義、2時間目に侵害判断の枠組みを用いる活動を行った。授業の内容、流れは統制群、実験群にかかわらず、同様である。(表2)

表2 授業の流れ

統制群	実験群
著作権についての講義	
▽	
知識テスト	
▽	
知識テストの解説	
▽	
事前判断力テスト	
▽	
侵害判断の枠組みを用いる活動	
侵害判断の観点なし	侵害判断の観点あり
▽	
事後判断力テスト	
▽	
まとめ	

統制群では、侵害判断の枠組みを用いる活動において侵害判断の観点を提示しなかった。そして侵害判断の枠組みに沿って著作権侵害の判断を行わせ、判断した結果と理由を記述させた(図3)。

下線部の行為は著作権の(侵害である ・ 侵害ではない)

理由

図3 統制群のワークシート記述欄

実験群では、侵害判断の枠組みを用いる活動において侵害判断の観点を提示し書き出させた後、統制群と同様に侵害判断の枠組みに沿って著作権侵害の判断を行わせ、判断した結果と理由を記述させた(図4)。

使用する著作物	使用方法・目的

使用する部数	使用をする場所・場面

下線部の行為は著作権の(侵害である ・ 侵害ではない)

理由

図4 実験群のワークシート記述欄

Ⅲ. 評価

本研究では評価方法として、講義後かつ活動前に行った知識テストと判断力事前テスト、活動後に行った判断力事後テストを用いた。

3.1. 知識テスト

統制群と実験群で、著作物の利用行為における著作権侵害の判断に必要な知識の定着度に差がないかを調べるために、著作権についての講義後に知識テストを実施した。知識テストは、著作物の保護期間を問う問題を1問、著作権法における複製に当たる行為を選択する問題が1問、制限規定の知識を問う問題が3問の計5問とした。

3.2. 事前判断力テスト・事後判断力テスト

事前判断力テスト、事後判断力テストを以下の目的で実施した。

- ① 侵害判断の枠組みを用いる活動を行うことによって、著作物の利用行為における著作権侵害の判断力が身に付いたかを測定するため。
- ② 侵害判断の観点が著作物の利用行為における著作権侵害の判断力育成に寄与するかどうかを明らかにするため。

判断力テストは、著作物の利用行為を提示し、その行為が著作権侵害であるかを選択させるとともに、そのように判断した理由を記述させた。判断力テストは、「制限規定に該当するため著作権侵害ではない行為」の問題（以下問題 α ）、「支分権が及ばない行為であるため著作権侵害ではない行為」の問題（以下問題 β ）、「著作権者に不当に経済的不利益を与える可能性があるため制限規定に該当せず著作権侵害である行為」の問題（以下問題 γ ）、「制限規定に該当せず著作権侵害である行為」の問題（以下問題 δ ）の計4問とした。

3.3. 判断力テストの評価

判断力テストは、表3で示す採点基準に基づいて評価を行った。この基準における著作権法の知識に基づいた記述とは、著作権法の支分権や制限規定に言及した記述であることを指している。

表3 判断力テストの採点基準

点数	採点基準
2点	侵害の判断が適切にできており、著作権法の知識に基づいた理由を記述することができている。
1点	侵害の判断は適切にできているが、理由が書けていない、または、書けてはいるが著作権法の知識に基づいていない。
0点	侵害の判断が適切にできていない。

Ⅳ. 結果

授業実践に参加した生徒は統制群33名、実験群35名であった。しかし事前判断力テスト時に不在だった生徒がいたため、その1名を除き、統制群32名、実験群35名に対して分析を行った。

4.1. 知識テストの結果

知識テストの合計得点について1要因参加者間計画の分散分析を行った。その結果、群による差はなかった ($F(1,65)=0.54$, n.s.)。(表4)

表4 知識テストの得点結果

学習法	統制群	実験群
平均値	3.97	3.86

4.2. 判断力テストの結果

判断力テストの問題ごとの得点及び合計得点について群×活動前後の2要因混合計画分散分析を行った。その結果、「制限規定に該当するため著作権侵害とされない行為」の問題 α について、活動前後の主効果のみが有意であった ($F(1,65)=21.50$, $p<.01$)。「支分権が及ばない行為であるため著作権侵害ではない行為」の問題 β について、観点の有無による主効果と活動前後の主効果が有意であった ($F(1,65)=9.77$, $p<.01$, $F(1,65)=45.72$, $p<.01$)。「著作権者に不当に経済的不利益を与える可能性があるため著作権侵害である行為」の問題 γ について、観点の有無による主効果と活動前後の主効果に有意傾向 ($F(1,65)=3.38$, $p<.10$, $F(1,65)=3.81$, $p<.10$)があった。「制限規定に該当せず著作権侵害である行為」の問題 δ について、活動前後の主効果のみ有意であった ($F(1,65)=17.45$, $p<.01$)。判断力テストの合計得点について、活動前後の主効果のみが有意であった ($F(1,65)=52.19$, $p<.01$)。(表5)

表5 判断力テストの得点結果

学習法	統制群		実験群	
	事前	事後	事前	事後
問題 α	0.69	1.22	0.40	1.20
問題 β	0.78	1.69	1.20	1.97
問題 γ	0.75	0.44	0.86	0.71
問題 δ	0.97	1.44	0.97	1.46
合計得点	3.19	4.78	3.43	5.34

V. 考察

5.1. 結果のまとめ

- ① 著作物の利用行為における著作権侵害の判断の際に必要な知識の定着度に統制群と実験群で差はなかった。
- ② 判断力テストの合計得点の推移より、統制群、実験群ともに事後で得点が上昇している。よって著作物の利用行為における著作権侵害の判断力の育成に、侵害判断の枠組みを用いる活動が寄与すると言える。一方で、統制群と実験群の間で差はなく、侵害判断の観点の観点を提示することの著作物の利用行為における著作権侵害の判断力への効果は示されなかった。
- ③ 判断力テストの問題ごとの得点の推移より、問題 α 、問題 β 、問題 δ は事後で得点が上昇している。よって、これらの問題に対しては侵害判断の枠組みを用いる活動が正の効果があったと言える。しかし、問題 γ は事後で得点が低下しており、問題 γ には侵害判断の枠組みを用いる活動が負の効果を与えた可能性が示唆された。またどの問題においても統制群と実験群の間で差はなく、侵害判断の観点の観点を提示することの著作物の利用行為における著作権侵害の判断力への効果は示されなかった。

5.2. 侵害判断の枠組みを用いる活動について

上記5.1の②より、侵害判断の枠組みを用いる活動は著作物の利用行為における著作権侵害の判断力育成に寄与できた。これは、侵害判断の枠組みに沿って著作物の使用行為が著作権侵害かどうかを判断させる活動を行うことにより、著作権侵害をどのように判断するといったのか、判断するためにはどこに着目するといったのがわかったと考えられる。しかし上記5.1の③より、育成に寄与できたのは、問題 α 、問題 β 、問題 δ の行為に対しての判断力であり、問題 γ の行為に対しての判断力育成には寄与できず、負の効果を与える可能性が示された。

他の問題と異なり得点が下がった問題 γ の判断理由の記述に着目すると、事前テストの記述では保護期間内であるため侵害であるとの記述が多かったが、事後テストの記述では学校における使用であるため侵害でないとの記述が多かった。このことから、活動前は制限規定について考えずに判断を行っていたこと、活動後は制限規定について考えて判断を行っていたことがわかる。ここで問題 α 、問題 β 、問題 δ は、制限規定に該当するかどうかを、個人使用であるか、営利を目的とした上演であるか、引用であるか、教育機関における複製であるかといった大きな枠に着目することで、判断ができる問題であった。これに対し問題 γ は、

教育機関における利用であるが、適用されない場合の著作権者に不当に経済的不利益を与える恐れがある行為であり、制限規定について表面的に考えるだけでは判断のできない問題であった。表面的に考えるだけではないとは、著作権法の目的である公正な利用と権利の保護のバランスを保つために定められた、制限規定に該当するための細かな条件まで考える必要があるということである。つまり、問題 α 、問題 β 、問題 δ は他の事例とのパターンマッチングで判断できる問題であり、問題 γ はパターンマッチングでは誤った判断となる問題であった。この違いが効果の違いとなっていると考えられる。したがって、侵害判断の枠組みを用いて著作権の判断を行う活動を行うことにより著作物の利用行為における著作権侵害の判断力を育成することができるが、パターンマッチングによる判断となっており、著作権法の目的の深い理解に基づいた判断ができるようになるまでは至っていないと考えられる。

5.3. 侵害判断の観点について

また上記5.1の②③により、侵害判断の観点の効果は示されなかった。これは、判断力テストにおける著作物の利用行為が複雑な利用方法ではなかったため、侵害判断の観点を示さずとも、観点と同様の部分に着目できたのではないかと考えられる。そのため、侵害判断の観点を示しても効果がなかったと考えられる。

VI. 今後の課題

まず、著作権侵害の判断力の育成について、学習者が著作物の利用行為における著作権侵害をパターンマッチングによる判断ではなく、著作権法の目的についての深い理解に基づいた判断を行うことができるようになることが今後の課題である。著作権法の目的の深い理解に基づいた判断とは、著作権法が何のために権利の保護と公正な利用を認めているのかを理解し、その理解に基づいて判断を行うことである。著作権法の目的を理解し、その理解を踏まえた著作権侵害の判断を行うことができるようにするための指導法を考案していくことが今後必要である。

次に、侵害判断の観点について、本研究では効果が示されなかったが、著作物の利用行為が複雑な条件の場合には着目する観点を書き出すことが効果的であると考えられる。著作物の利用行為における著作権侵害の判断力の評価方法を再検討することも必要である。

また本研究では、判断力テストを指導の直後に行っているため学習者に判断力が定着しているかは調べられていない。遅延テストを実施し、判断力が定着しているかを測定する必要がある。

付記

本稿は、村田圭佑の2018年度卒業研究報告書「著作物の利用行為における著作権侵害の判断力育成の指導法の提案」を再構成したものである。

謝辞

本研究はJSPS科研費JP17K01079の助成を受けたものである。

また、本研究の授業実践にあたり、ご協力いただきました高等学校の校長先生をはじめ、教職員の皆さま、生徒の皆さまに深く感謝を申し上げます。

参考文献

- 1) 公益社団法人著作権情報センター
<http://www.cric.or.jp/qa/cs01/index.html>
(2019年9月11日アクセス)
- 2) 文部科学省：“著作権教育小委員会における審議の経過報告” (2003)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102e.htm
(2019年9月11日アクセス)
- 3) 文化審議会著作権分科会：“文化審議会著作権分科会報告書” (2017)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf
(2019年9月10日アクセス)
- 4) 神月紀輔, 宮田仁 “高等学校における知的財産権の保護促進をめざした授業 実践と評価”, 日本教育情報学会年会論文集 (21), 56-59 (2005)
- 5) 三宅元子：“著作権に関する情報倫理教育の効果的な指導法の検討”, 日本教育工学会論文誌 31 (2), 229-237 (2007)
- 6) 倉田伸, 藤木卓, 寺嶋浩介：“著作権の学習における作問演習の効果”, 日本教育工学会論文誌33 (Suppl.), 13-16 (2009)
- 7) 塩入唯：“著作権教育における判断力育成の指導法の提案”, 愛知教育大学2017年度卒業研究報告書
- 8) 玉田和恵, 松田稔樹：“3種の知識による情報モラル指導法の改善とその効果”, 日本教育工学会論文誌33 (Suppl.), 105-108 (2009)
- 9) 文化庁
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/riyoho_ho.html
(2019年9月11日アクセス)

(2019年9月24日受理)